

平成22年11月第4回八街市議会臨時会会議録

1. 開議 平成22年11月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石井孝昭
5番 桜田秀雄
6番 林修三
7番 山口孝弘
8番 小高良則
9番 湯浅祐徳
10番 川上雄次
11番 新宅雅子
12番 横田義和
13番 鯨井眞佐子
14番 加藤弘
15番 山本邦男
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 中田眞司
22番 古川宏史

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
総務部	長	浅羽 芳明
市民部	長	森田 隆之
国保年金課	長	石毛 勝
総務課	長	長谷川 淳一
厚生課	長	藏村 隆雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事	務	局	長	今	井	誠	治
副	主	幹	鯨	岡	修	子	
主		査	小	川	正	一	
主	査	補	吉	田	美	恵	子
主		事	武	藤	佳	人	

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

平成22年11月30日（火）午前10時開議

- 日程第1 議席の指定及び一部変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 常任委員の選任及び所属変更の件
- 日程第5 議案の上程
 - 議案第1号から議案第2号
 - 提案理由の説明
 - 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第6 発議案の上程
 - 発議案第10号
 - 提案理由の説明
 - 委員会付託省略、質疑、討論、採決

+

+

○議長（古川宏史君）

開会に先立ち、議長より申し上げます。

このたびの補欠選挙におきまして、ご当選されました石井孝昭議員、誠におめでとうございます。いち早く議会活動を習得されまして、議員として活躍されますことをご期待いたします。

本日、平成22年11月第4回八街市議会臨時会は、ここに開会される運びとなりました。この臨時会は、議案2件、発議案1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成22年11月第4回八街市議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は19名です。したがって、この臨時会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく、本臨時会の出席者は配付のとおりです。

次に、北村新司議員、林政男議員、古場正春議員は、11月21日に八街市長選挙立候補のため、辞職となりました。

次に、監査委員から8月、9月、10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告3件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、議席の指定及び一部変更の件についてを議題とします。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました石井孝昭議員の議席を議席4番に指定します。

よって、今回新たに当選されました石井孝昭議員の議席の指定に伴い、議席の一部を変更します。

配付のとおり、議席2番、桜田秀雄議員を議席5番へ。議席3番、林修三議員を議席6番へ。議席4番、山口孝弘議員を議席7番へ。議席5番、小高良則議員を議席8番へ。議席6番、湯浅祐徳議員を議席9番へ。議席7番、川上雄次議員を議席10番へ。議席10番、新宅雅子議員を議席11番へ。議席11番、横田義和議員を議席12番へ。議席12番、鯨井眞佐子議員を議席13番へ、議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、小澤定明議員、右山正美議員を指名します。

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。この臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日1日間に決定しました。

日程第4、常任委員の選任及び所属変更の件を議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

文教福祉常任委員に石井孝昭議員を指名します。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり、選任することに決定しました。

次に、文教福祉常任委員会委員の小澤定明議員から総務常任委員会委員に、経済建設常任委員会委員の加藤弘議員から文教福祉常任委員会委員に、それぞれ委員会の所属を変更されたいとの申し出があります。

お諮りします。小澤定明議員及び加藤弘議員からの申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

それぞれ、委員会の所属を変更することに決定しました。

日程第5、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第2号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第2号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

提案理由に先立ちまして、過日の市議会議員補欠選挙におかれまして、当選されました石井孝昭議員の当選のお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

本日、ここに平成22年11月第4回八街市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件1件、条例の一部改正1件、計2議案でございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明いたします。

議案第1号は、八街市老人保健特別会計補正予算の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。これは、老人保健に係る医療給付費予算が不足することとなり、歳入歳出予算を補正する必要が生じましたが、緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分したものでございます。

議案第2号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。本年の人事院及び県人事委員会の勧告は、公務員給与と民間給与の格差を解消するため、公務員の給料月額及び期末勤勉手当の引き下げ改定を行うことが適切であるとの内容でありました。このことから、本市においても、この勧告に基づき、一般職の職員の給与を適正な水準に改定することとし、あわせて特別職の職員及び教育長の給与を一般職の職員の給与との均衡がとれるよう勧告に沿った改定をするため、関係する条例を一括して改正しようとするものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論及び採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

これから、質疑を行います。

会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

なお、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁を含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回までとされておりますが、委員会付託省略のため、会議規則第56条、ただし書きの規定により、議長の許可を得たときは、特に発言を許します。

質疑はありませんか。

○丸山わき子君

これは、執行部の方からは、特別な説明はいただけないのでしょうか。質疑というよりも説明はないんですか。

○議長（古川宏史君）

それは、全員協議会で説明をしております。

○丸山わき子君

全員協議会でしているといっても、議会は議会ですから、やはり省略しないで、ちゃんとこれは説明すべきじゃないかなというふうに思います。説明がないというのであれば、質問に入っていきますけれども、議案第2号につきまして何うものであります。

これは、民間との格差をなくすために、特別職、それから職員の給与に関わって、人事院勧告を受けて削減していくという内容のものであります。特別職に関わっては、これといって問題はなしというふうに思っておりますが、特に職員に関しましては、これは大変な事態ではなかろうかというふうに思うわけです。年間平均給与9万4千円を削減するという内容のようでございますが、一般職では平均どのくらい引き下げになるのか。また、部長、課長職はどのくらいの引き下げになるのか。また、対象人数はどのような状況なのか、報告いただきたいと思っております。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、お答えを申し上げます。

まず、一般会計における一般職職員1人当たりの年間の影響額ということでございます。単純値になりますが、1人当たりになりますと7万5千円程度の減額ということになります。

それから、クラス別にモデル例を試算してございますが、それをご報告申し上げますと、部長級で約18万円程度の減額になります。それから、課長級、これは50歳台ということで、今回の改定の中には55歳を超える職員、行政職7級以上の55歳を超える職員については、1.5パーセント減額というのがございますが、この課長級については、50歳台ということで、その1.5パーセント減額がないとした場合のものでございますが、その場合で約13万2千円の減額。それから、40歳台、副主幹級で約11万円程度の減額。それから、主査補級、40歳台でございますが、約8万9千円の減額。それから、主任主事級、30歳台でございますが、約5万9千円の減額。それから、主事級、20歳台でございますが、約3万8千円の減額というようなことでございます。

それから、対象の職員数ということでございますけれども、行政職給料表の中で減額の対象となる職員でございますが、全職員のうち対象者が240名程度ということになっており

ます。

○丸山わき子君

本当に職員の皆さんにとっては、この間、給与表の見直し等がありまして、給与が頭打ちの状況という方が多いわけで、こういう中で、こうした千葉県人事院勧告を受けて引き下げをやっていくと。八街市は地域手当も、ほかのところより低いわけで、八街のこういった事情、状況がきちんと検討されて、この人事院勧告を受けて市長はこの引き下げをするのか。その辺について、どんなふうにお考えなのでしょう。

○市長（長谷川健一君）

日本の場合には法治国家でございますので、国の法令とか、制度が変わったときには、市町村もそれに準じてやるのが規律ある制度でございます。そういう中で、一時は各市町村によっては人事院勧告に従わず、報酬を上げた地域もございますけれども、最近はほとんど同じような人事院勧告に沿った給与でございます。ですから、これはやむを得ぬだろうというように思っております。

○丸山わき子君

やむを得ないのではなくて、やはりこれは市長の手腕が試されるころだと、地方自治という立場からね。そこで働く労働者の生活を守る、それは市長の仕事ですから、それは市長が胸を張って人事院勧告に立ち向かう必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。民間給与との格差ということが、今回大きな問題となっているわけですが、民間との格差は0.19パーセント、757円の格差があるということなんですね。それで、こういった対応をしているわけなんです。ボーナスも0.2パーセント削減するわけなんですけれども、これは民間は3.97パーセント、0.2パーセントの削減をすることによって、公務労働者は3.95パーセント、民間より低くなってしまいうわけですね。そういうことも民間の足を引っ張るようなことをしてしまうわけですね。結局、民間は人事院勧告の決定に基づいて自分たちの給与を決めていくわけです。人事院勧告は民間が低いからといって、民間にレベルを合わせて決めていくと。まさに労働者の給与環境というのは、悪循環の中で進められている、決められているというのが実態だと思うんです。本当に公務員労働者の生活が不安定になってくるという点では、今回の人事院勧告は本当に許せないというふうに思います。

それと、もう一つ、特に問題なのは、55歳以上の定率化の引き下げということですね。この間、先ほども申し上げましたけれども、給料表の見直しがあつて、頭打ちの状況になっていると。特に50歳以上の給料表に関して、さらに引き下げをすると。そういう点では本当に公務員労働者の生活実態を無視した、そういう対応をしようとしているという点では、これは断じて許せない。やはり年配の公務員労働者の給与、それはやはりこの間の仕事に対する実績、あるいはそれに達した知的な積み重ね、そういうものに対する報酬であろうというふうに思うわけですが、それが全く無視された形での今回の人事院勧告です。私は、これを市長が丸々受けて、それを実施してしまうという点で、大変残念であるわけです。そういう点で、市長は55歳以上の本当に市役所にとっては大きな存在の労働者、こういう方々に

+

対して人事院勧告のこういった決定をそのまま受け入れてしまうということに対して、どんなふうを受け止めているのか。その辺についてはどうなんですか。

○市長（長谷川健一君）

先ほども答弁しておりますけれども、やはり基本的には、それが制度ですから、これは片方で、仮に給与条例を改正しないで、このままやっていった場合には、今までですと、地方交付税をその分減らすとか、そういうペナルティーを付け出す。というのは、給料を下げないで、多く払うということは、財源があって裕福な市だというふうに判断されますので、交付税を切られるとか、そういうことをしてはいけないのはわかっていますが、そういうふうにされる可能性は大ですから。それと同時に、日本は最近50歳以上は給料は据え置きのような傾向になってきております。これは世界の中では、そういうふうに行っているところがあって、また、そういう人たちは自分で役所にいたときに勉強して、55歳になったら自由に自分でいろんな仕事をしている国もあるわけですから。それとまた、その順に給料を上げていきますと、給料が多くなって財源で給料を払い切れなくなっちゃうだろうとか、いろんな角度から、そのような制度を作ったんだと思いますけれども、ただ、これは国が作る制度ですので、市で独自に国がやっても市は下げないとか、そんなことではございませんので、それは確かに下げられた人は大変でしょうけれども、また、大変なのはわかっています。わかっていますけれども、制度ですから、私が幾ら国に言おうと、何を言おうと、国は恐らくそんなことは聞けないし、また、八街市で仮に八街市は55歳以上は引き下げないということであれば、これは市民からもいろいろな職員に対して批判もありますので、ですから、その辺はやはり国に準じてやるしかない。これはやむを得ないと思っております。

○丸山わき子君

やむを得ないでは、地方自治は守れないというふうに思います。本当に、今、八街の公務員労働者が置かれている状況というのは、大変悪い状況なんですね。先ほども言いましたけれども、地域手当も3パーセントというような状況の中で、同じ住民に対して仕事をしていく労働者が地域によって格差があるということ自体が問題なわけで、そういうところにもきちんと追求しないまま、国が言っているからということで、人事院勧告をそのまま受け入れていく。こういう弱腰の地方自治では困ると。私は、住民のために一生懸命働いてもらえる、そういう公務員労働者、特にベテランの職員を大切にする。そういう地方自治体であってほしいなというふうに思います。

それと、一番最初に私は申し上げましたけれども、特別職の皆さんの削減はいいんじゃないですかということを行ったんですけれども、市長、副市長、教育長のそれぞれの削減額はどのくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回、特別職につきましては、期末手当の0.2月分の引き下げということになるわけですが、概算で申し上げますと、市長が19万6千円ほどの減額。それから、副市長が16万4千円ほどの減額。それから、教育長が15万3千円程度の減額ということ

になります。

○丸山わき子君

わかりました。

○議長（古川宏史君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第1号から議案第2号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するよう、お願いします。しばらく休憩します。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時38分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第2号に対し、丸山議員から討論の通告があります。

丸山議員の議案第2号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第2号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

人事院勧告は、公務員からスト権を剥奪した見返りに、給与保障する制度でありながら、今回も人事院は公務員労働者の生活を顧みないマイナス勧告を突き付けるものとなっております。その内容は月例給を0.1パーセント、一時金を年間0.2カ月、それぞれ引き下げ、年収ベースで平均9万4千円、1.5パーセントもの賃下げ。それとともに民間準拠を口実に55歳以上の職員の基本給などを1.5パーセント減額するという労働条件の不利益変更をするものであります。

これらによる平均年収の減額は9万4千円にもなり、特に一時金は年間で3.95カ月まで落ち込み、民間ボーナスよりさらに低く、マイナス勧告は納得がいくものではありません。とりわけ、55歳以上の職員を対象とした給与の定率引き下げは、年齢による賃金差別とも言えるもので、極めて重大であります。職務給原則に反するばかりか、長年の経験を持ち、中間管理職として職場の中心となるベテラン職員への言われなき賃下げは、仕事に対する誇りと尊厳、働きがいを見失わせる点で、断じて認められるわけにはいきません。

2点目に人事院のマイナス勧告は、公民格差を理由にしていますが、そのことが公務民間の賃下げの悪循環をさらに加速させることは避けられず、民間労働者への影響は深刻なものでございます。内需拡大にも逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナス連鎖に拍車をかけるもので、到底、人事院勧告を受け入れた条例改正を受け入れることはできま

+

せん。

この条例改正中、特別職に関しては賛成いたしますが、一般職の職員の給与等に関する条例の改正に反対するものであります。以上です。

○議長（古川宏史君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。したがって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議案の上程を行います。

発議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○山本邦男君

発議案第10号について、説明をさせていただきます。

八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年11月30日提出。八街市議会議長、古川宏史様。

提出者、八街市議会議員、山本邦男。

賛成者、鯨井眞佐子議員、同じく京増良男議員、同じく小澤定明議員、同じく右山正美議員、同じく横田義和議員、同じく湯浅祐徳議員。

八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

第1条八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「100分の215」を「100分の195」に改め

る。

第2条八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の195」を「100分の200」に改める。

附則。

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

本件につきまして、若干の補足説明をさせていただきます。

先般、人事院及び千葉県人事委員会から、公務員給与と民間給与のマイナス格差を解消するため、若年層以外の職員の給料月額及び期末勤勉手当の引き下げ等についての勧告がありました。先ほど、市長からも説明がございましたように、今臨時会において、本市においても内容を同じとする「議案第2号八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」が上程され、可決されました。

このことから、八街市議会議員の期末手当についても、職員等の期末手当及び勤勉手当の改正との整合性を図る意味合いから、ここに発議案として提出するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第10号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第10号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

討論がなければ、これで発議案第10号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第10号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、林政男議員の辞職に伴い、総務常任委員長が不在となっておりますので、しばらく休憩し、総務常任委員会を開催いたします。

関係する委員は、第2会議室にお集まりください。

なお、本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

総務常任委員会の新委員長に小澤定明議員が選出されました。

総務常任委員長就任のあいさつをお願いいたします。

○小澤定明君

ただいま総務常任委員長を拝命いたしました小澤でございます。先般の議員辞職によりまして、我が会派の前林総務常任委員長の後を引き継ぐということで、非常に身の引き締まる思いでございます。どうか、委員会の皆さん、また、議員の皆様、執行の皆様のご協力、ご支援を得ながら、この八街市発展のために議会が円滑に進むように頑張っていく所存でございますので、皆様方のご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川宏史君）

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年11月第4回八街市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前11時03分)

○本日の会議に付した事件

1. 議席の指定及び一部変更の件
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 常任委員の選任及び所属変更の件
5. 議案の上程

議案第1号から議案第2号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

6. 発議案の上程

発議案第10号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

-
- | | |
|---------|--|
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算） |
| 議案第2号 | 八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 発議案第10号 | 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 古 川 宏 史

八街市議会議員 小 澤 定 明

八街市議会議員 右 山 正 美

+

+

+

+

+

+

+

+